

中国人民銀行

金融を通じて中国(上海)自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見

トランザクションバンキング部

2013年12月2日、中国人民銀行は「中国人民銀行の金融を通じて中国(上海)自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見」(以下「金融意見」)を公布しました。「金融意見」は、9月27日に国務院が公布した国発[2013]38号¹で示唆された金融改革方針に従い、資本項目自由化、クロスボーダー人民元決済、金利自由化、外貨管理改革等の方面から、今後の中国(上海)自由貿易試験区(以下「上海自貿区」)における金融改革の枠組みを示したものであり、多くの規制緩和の方向性が示されています。

なお、「金融意見」に示された内容は原則的なものが多く、個別項目の具体的な解釈や実務取扱については今後の細則や当局解釈を待つ必要があります。以下、主要内容を項目毎に紹介させていただきます。

1. 「自由貿易口座」の開設

- ▶ 上海自貿区内の居住者(自貿区企業等)は、人民元建及び外貨建の「居住者自由貿易口座」を開設することが認められました。また、居住者自由貿易口座の資金移動については下表の通り規定されました。

【図表】居住者自由貿易口座の資金移動についての規定

相手先口座	規定内容
▶ 域外 ² 口座 ▶ 域内区外の非居住者口座 ▶ 非居住者自由貿易口座 ▶ その他居住者自由貿易口座	資金移動の自由
▶ 同一非金融機構主体の(居住者自由貿易口座でない)その他銀行決済口座	經常項目下の業務、借入返済、実業投資およびその他の規定に合致するクロスボーダー取引は資金振替可
▶ 域内区外の銀行決済口座	クロスボーダー業務と看做して管理

- ▶ 但し『上海地区の金融機関は(中略)条件に合致する区内主体のために自由貿易口座を開設(「金融意見」(七))』と規定がある一方、区内主体に求められる具体的な条件は明示されていません。
- ▶ 非居住者については上海自貿区内の銀行で人民元建および外貨建の「非居住者自由貿易口座」を開設することが可能であると規定されました。また、居住者、非居住者の自由貿易口座を通じて、域外貸付・域外保証等の業務を行うことも認められました。
- ▶ 自由貿易口座の人民元・外貨資金の自由両替は「条件が成熟した時に認める」とされ、現時点ではすぐ

¹ 「中国(上海)自由貿易試験区全体方案公布に関する国務院の通知」

² 「域外」とは海外および香港、マカオ、台湾地区。対して「域内」とは香港、マカオ、台湾を除く中国。

に解禁されるものではない模様です。

2. 資本項目自由化

- ▶ 上海自貿区企業は、直接銀行にて関連するクロスボーダー支払、両替の業務取扱ができることとされました。これは上海自貿区企業の直接投資に伴う支払、両替の手続を簡素化する意味を持つと考えられます。また、個人の域内、域外投資(証券投資を含む)についても規制緩和が謳われています。
- ▶ 資本市場の開放関連では、「区内企業の証券投資と先物取引が可能」「区内企業の域外親会社による域内での人民元債券(いわゆる「パンダ債」)の発行が可能」「区内での国際金融資産取引等の展開模索」などが言及されています。
- ▶ 注目されるのは外債です。「金融意見」の(十一)では、『試験区内に登記済の中資・外資企業(中略)は規定に基づき、域外より人民元または外貨資金を借入れることを可能とし、全ての外債に対し、マクロ的慎重管理制度を改善し、有効な措置を施すことにより、外債リスクをしっかりと防止する。』と示されています。これが区内機構の外債調達について「(当局による管理制度が改善された後に)従来の外債枠の制限が撤廃される」ことを意味するのか否かは今後の当局解釈を待つ必要があります。
- ▶ また、区内機構の域外における実需に基づくリスクヘッジや、一定条件を満たす区内企業による域外証券投資や域外デリバティブ投資が可能であることも示されました。

3. クロスボーダー人民元決済

- ▶ 『上海地区の銀行業金融機構は、(中略)区内機構(輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理名簿に記載されている企業を除く)および個人が提出する受払依頼に基づき、経常項目下及び直接投資のクロスボーダー人民元決済業務を直接取り扱うことが可能(「金融意見」十三)』、『区内金融機構と企業は域外より人民元資金を借り入れることができる(「金融意見」十五)』との記載が目立ちます。これが仮に「人民元外債については従来の外債登記や外債枠使用の概念を適用しない」という意味であれば、区内企業にとっての人民元外債の利便性が大きく高まる(但し、有価証券投資、デリバティブ投資、委託貸付には使用不可)こととなります。既に前海協力地区や昆山で同様のスキームが試行されていることから、実現性はあると思いますが、本件についても詳細な運用ルールは今後を待つ必要があります。
- ▶ 区内企業によるグループ企業間での双方向の人民元プーリング業務を展開すること、域内外関連企業に経常項目の集中決済サービスを提供することが可能であることが示されました。

4. 金利自由化

- ▶ 上海自貿区内における預金金利の自由化など金利の自由化措置については「関連の基礎条件の成熟度合いに応じて」という記載となり、今後の課題であることが示されました。

5. 外貨管理改革

- ▶ 以下を初めとする様々な規制緩和措置について言及されています。
 - ✓ 多国籍企業地域本部による外貨資金集中運営管理のパイロット企業範囲拡大、外貨プーリングの管理簡素化、国際貿易決済センターにおける外貨管理のパイロット実験深化、貿易投資の便利化
 - ✓ 外貨登記業務、投資項目外貨資金の人民元転の規制緩和
 - ✓ 区内機構が域外に保証料を支払う際の審査批准の取消
 - ✓ 銀行が域内顧客向けのコモディティデリバの相対取引を展開することを支持

各項目の具体的な実務取扱については、今後の個別細則等の当局解釈を注目して参ります。

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p>中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见</p> <p>为贯彻落实党中央、国务院关于建设中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）的重要战略部署，支持试验区建设，促进试验区实体经济发展，加大对跨境投资和贸易的金融支持，深化金融改革、扩大对外开放，现提出以下意见。</p> <p>一、总体原则</p> <p>（一）坚持金融服务实体经济，进一步促进贸易投资便利化，扩大金融对外开放，推动试验区在更高平台参与国际竞争。</p> <p>（二）坚持改革创新、先行先试，着力推进人民币跨境使用、人民币资本项目可兑换、利率市场化和外汇管理等领域改革试点。</p> <p>（三）坚持风险可控、稳步推进，“成熟一项、推动一项”，适时有序组织试点。</p> <p>二、创新有利于风险管理的账户体系</p> <p>（四）试验区内的居民可通过设立本外币自由贸易账户（以下简称居民自由贸易账户）实现分账核算管理，开展本意见第三部分的投融资创新业务；非居民可在试验区内银行开立本外币非居民自由贸易账户（以下简称非居民自由贸易账户），按准入前国民待遇原则享受相关金融服务。</p> <p>（五）居民自由贸易账户与境外账户、境内区外的非居民账户、非居民自由贸易账户以及其他居民自由贸易账户之间的资金可自由划转。同一非金融机构主体的居民自由贸易账户与其他银行结算账户之间因经常项下业务、偿还贷款、实业</p>	<p>中国人民銀行の金融を通じて中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見</p> <p>党中央、國務院の中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）建設に関する重要戦略配置を貫徹・具体化させ、試験区の建設を支持し、試験区実体経済発展を促進し、クロスボーダー投資および貿易に対する金融支持を強化し、金融改革を深化し、対外開放を拡大するために、ここに以下の意見を提出する。</p> <p>一、全体原則</p> <p>（一）金融を通じて実体経済にサービスを提供することを堅持し、さらに貿易投資の利便性向上を促進し、金融対外開放を拡大し、試験区がさらに高いステージで国際競争に参加することを推進する。</p> <p>（二）改革刷新、先行先試を堅持し、人民元クロスボーダー利用の推進、人民元資本項目の兌換可能化、利率市場化と外貨管理領域の改革パイロットを重点的に推進する。</p> <p>（三）リスクコントロール可能、着実な推進、「成熟したプロジェクトから推進する」のスタンスを堅持し、適時かつ秩序を保ってパイロット業務を行う。</p> <p>二、リスク管理に資する口座体系の刷新</p> <p>（四）試験区内の居住者は人民元・外貨の自由貿易口座（以下「居住者自由貿易口座」という）の開設を通じて口座別清算管理を実現し、本意見第三部分にある投融资刷新業務を展開する。非居住者は試験区内の銀行で人民元・外貨の非居住者自由貿易口座（以下「非居住者自由貿易口座」という）を開設し、投資前国民待遇原則に従って関連する金融サービスを楽しむことができる。</p> <p>（五）居住者自由貿易口座と域外口座、域内区外</p>

投資以及其他符合规定的跨境交易需要可办理资金划转。居民自由贸易账户与境内区外的银行结算账户之间产生的资金流动视同跨境业务管理。

(六) 居民自由贸易账户及非居民自由贸易账户可办理跨境融资、担保等业务。条件成熟时, 账户内本外币资金可自由兑换。建立区内居民自由贸易账户和非居民自由贸易账户人民币汇兑的监测机制。

(七) 上海地区金融机构可根据人民银行规定, 通过设立试验区分账核算单元的方式, 为符合条件的区内主体开立自由贸易账户, 并提供相关金融服务。

三、探索投融资汇兑便利

(八) 促进企业跨境直接投资便利化。试验区跨境直接投资, 可按上海市有关规定与前置核准脱钩, 直接向银行办理所涉及的跨境收付、兑换业务。

(九) 便利个人跨境投资。在区内就业并符合条件的个人可按规定开展包括证券投资在内的各类境外投资。个人在区内获得的合法所得可在完税后向外支付。区内个体工商户可根据业务需要向其境外经营主体提供跨境贷款。在区内就业并符合条件的境外个人可按规定在区内金融机构开立非居民个人境内投资专户, 按规定开展包括证券投资在内的各类境内投资。

(十) 稳步开放资本市场。区内金融机构和企业可按规定进入上海地区的证券和期货交易所进行投资和交易。区内企业的境外母公司可按国

借入返済、実業投資およびその他の規定に合致するクロスボーダー取引は資金振替を行ってよい。居住者自由貿易口座と域内区外の銀行決済口座との間で生じた資金移動はクロスボーダー業務と看做して管理する。

(六) 居住者自由貿易口座および非居住者自由貿易口座は域外貸付、保証等の業務を行ってよい。条件が成熟した時、口座内の人民元・外貨資金の自由両替を認める。区内居住者自由貿易口座と非居住者自由貿易口座の人民元両替のモニタリング体制を構築する。

(七) 上海地区の金融機構は人民銀行の規定に基づき、試験区口座分別清算単位的方式の設立を経て、条件に合致する区内主体のために自由貿易口座を開設し、関連する金融サービスを提供する。

三、投融資の送金両替の利便性向上の模索

(八) 企業のクロスボーダー直接投資の利便性向上を促進する。試験区のクロスボーダー直接投資は上海市の関連規定に基づき従来の審査批准手続きに関係なく、直接銀行にて関連するクロスボーダー受払、両替の業務を取扱ってよい。

(九) 個人のクロスボーダー投資の利便性を向上する。区内で就業しかつ条件に合致する個人は規定に基づき証券投資を含む各種域外投資を行ってよい。区内で合法的な所得を得る個人は納税が完了した後対外支払いを行ってよい。区内の個人工商事業者は業務上の需要に基づきその域外経営主体に対して域外貸付を行ってよい。区内で就業しかつ条件に合致する域外個人は規定に基づき区内金融機構で非居住者個人域内投資専用口座を開設し、規定に従って証券投資を含む各種域内投資を展開してよい。

(十) 資本市場を着実に開放する。区内金融機構と企業は規定に基づき上海地区の証券取引所と先物取引所で投資と取引を行ってよい。区内企業の域外

家有关法规在境内资本市场发行人民币债券。根据市场需求，探索在区内开展国际金融资产交易等。

(十一) 促进对外融资便利化。根据经营需要，注册在试验区内的中外资企业、非银行金融机构以及其他经济组织（以下简称区内机构）可按规定从境外融入本外币资金，完善全口径外债的宏观审慎管理制度，采取有效措施切实防范外债风险。

(十二) 提供多样化风险对冲手段。区内机构可按规定基于真实的币种匹配及期限匹配管理需要在区内或境外开展风险对冲管理。允许符合条件的区内企业按规定开展境外证券投资 and 境外衍生品投资业务。试验区分账核算单元因向区内或境外机构提供本外币自由汇兑产生的敞口头寸，应在区内或境外市场上进行平盘对冲。试验区分账核算单元基于自身风险管理需要，可按规定参与国际金融市场衍生工具交易。经批准，试验区分账核算单元可在一定额度内进入境内银行间市场开展拆借或回购交易。

四、扩大人民币跨境使用

(十三) 上海地区银行业金融机构可在“了解你的客户”、“了解你的业务”和“尽职审查”三原则基础上，凭区内机构（出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单内的企业除外）和个人提交的收付款指令，直接办理经常项下、直接投资的跨境人民币结算业务。

(十四) 上海地区银行业金融机构可与区内持有

親会社は国家の関連法規に基づき域内資本市場で人民元債券を発行してよい。市場のニーズに基づき、区内で国際金融資産取引等の展開を模索する。

(十一) 対外融資の利便性向上を促進する。経営ニーズに応じ、試験区内に登記済の中資・外資企業、非銀行系金融機構及びその他経済組織（以下「区内機構」と略す）は規定に基づき、域外より人民元または外貨資金を借入れることを可能とし、全ての外債に対し、マクロ的慎重管理制度を改善し、有効な措置をとることにより、外債リスクをしっかりと防止する。

(十二) 多様なリスクヘッジ手段を提供する。区内機構は規定に基づき、真実の幣種マッチ及び期限マッチの管理ニーズに基づき、区内又は域外でリスクヘッジの管理を実施することができる。条件を満たした区内企業は規定に基づき、域外証券投資及び域外デリバティブ投資業務を展開することを可能とする。試験区内口座分別清算単位は区内または域外機構向けに人民元・外貨の自由兌換を提供することによって生じたポジションを、区内または域外市場においてカバー取引を行わなければならない。試験区内各口座分別清算単位は自己リスク管理の必要に応じ、規定に則して国際金融市場でのデリバティブ取引に参加できる。批准を経て、試験区口座分別清算単位は一定の枠内において、域内銀行間市場においてコール取引又はレポ取引をできる。

四、人民元のカロスボーダー利用を拡大

(十三) 上海地区の銀行業金融機構は「顧客を理解する (Know your customer)」、「業務を理解する (Know your business)」、「審査の職務を果す」という三原則に則し、区内機構（輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理名簿内の企業を除く）および個人が提出する受け払い依頼に基づき、經常項目下及び直接投資のカロスボーダー人民元決済業務を直接取り扱うことが可能とする。

(十四) 上海地区内の銀行業金融機構は区内にある

《支付业务许可证》且许可业务范围包括互联网支付的支付机构合作，按照支付机构有关管理政策，为跨境电子商务（货物贸易或服务贸易）提供人民币结算服务。

（十五）区内金融机构和企业可从境外借用人民币资金，借用的人民币资金不得用于投资有价证券、衍生产品，不得用于委托贷款。

（十六）区内企业可根据自身经营需要，开展集团内双向人民币资金池业务，为其境内外关联企业提供经常项下集中收付业务。

五、稳步推进利率市场化

（十七）根据相关基础条件的成熟程度，推进试验区利率市场化体系建设。

（十八）完善区内居民自由贸易账户和非居民自由贸易账户本外币资金利率的市场化定价监测机制。

（十九）将区内符合条件的金融机构纳入优先发行大额可转让存单的机构范围，在区内实现大额可转让存单发行的先行先试。

（二十）条件成熟时，放开区内一般账户小额外币存款利率上限。

六、深化外汇管理改革

（二十一）支持试验区发展总部经济和新型贸易。扩大跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点企业范围，进一步简化外币资金池管理，深化国际贸易结算中心外汇管理试点，促进贸易投资便利化。

「支払業務許可証」を有し、且つ許可された業務範囲にインターネット上の支払も含まれる支払機構と提携し、支払機構による関連政策に基づき、クロスボーダー電子商取引（貨物貿易またはサービス貿易）に係わる人民元決済サービスを提供することができる。

（十五）区内金融機構と企業は域外より人民元資金を借り入れることができるが、借入れた人民元資金は有価証券、デリバティブ商品への投資や、委託貸付に用いてはならない。

（十六）区内企業は自らの経営ニーズに応じて、グループ内双方向の人民元プーリング業務を展開し、その域内外関連企業に經常項目下における集中決済サービスを提供できる。

五、金利の自由化を着実に推進する

（十七）関連の基礎条件の成熟度合いに応じて、試験区内における金利の自由化体系の建設を推進する。

（十八）区内居住者自由貿易口座と非居住者自由貿易口座の人民元・外貨金利の自由化価格決定モニタリングシステムを改善する。

（十九）条件を満たした区内金融機構を優先的に大口譲渡性預金を発行できる機構の範囲に入れ、区内で大口譲渡性預金を先行してパイロット発行を実現する。

（二十）条件が成熟した時に、区内一般口座の小口外貨預金金利の上限を撤廃する。

六、外貨管理改革の深化

（二十一）試験区における本部経済と新型貿易の発展を支持する。多国籍企業本部の外貨資金集中運営方式パイロット企業の範囲を拡大し、更に外貨プーリングの管理を簡素化し、国際貿易決済センターの外貨管理パイロットを深化し、貿易投資の利

(二十二) 简化直接投资外汇登记手续。将直接投资项下外汇登记及变更登记下放银行办理，加强事后监管。在保证交易真实性和数据采集完整的条件下，允许区内外商直接投资项下的外汇资金意愿结汇。

(二十三) 支持试验区开展境内外租赁服务。取消金融类租赁公司境外租赁等境外债权业务的逐笔审批，实行登记管理。经批准，允许金融租赁公司及中资融资租赁公司境内融资租赁收取外币租金，简化飞机、船舶等大型融资租赁项目预付货款手续。

(二十四) 取消区内机构向境外支付担保费的核准，区内机构直接到银行办理担保费购付汇手续。

(二十五) 完善结售汇管理，支持银行开展面向境内客户的大宗商品衍生品的柜台交易。

七、监测与管理

(二十六) 区内金融机构和特定非金融机构应按照法律法规要求切实履行反洗钱、反恐融资、反逃税等义务，及时、准确、完整地向人民银行和其他金融监管部门报送资产负债表及相关业务信息，并根据相关规定办理国际收支统计申报；配合金融监管部门密切关注跨境异常资金流动。

(二十七) 上海市人民政府可通过建立试验区综合信息监管平台，对区内非金融机构进行监督管理。可按年度对区内非金融机构进行评估，并根据评估结果对区内非金融机构实施分类管理。

便性向上を促進する。

(二十二) 直接投資外貨登記手続を簡素化する。直接投資項目下の外貨登記および変更登記の権限を銀行に委譲し、事後モニタリングを強化する。取引の真实性とデータ収集が完全に行われるという条件下において、区内外商直接投資項目下の外貨資金の自由な人民元転を許可する。

(二十三) 試験区が域内外リースサービスを展開することを支持する。金融類リース会社の域外リース等の域外債権業務における明細別批准を取消し、登記管理を実行する。批准を経て、金融リース会社および中資ファイナンスリース会社が域内ファイナンスリースで外貨建リース料を得ることを許可し、航空機・船舶等大型ファイナンスリース項目の事前支払手続きを簡素化する。

(二十四) 区内機構が域外に保証料を支払う際の審査批准を取消し、区内機構は直接銀行で保証料の外貨購入、支払手続きを行うこととする。

(二十五) 人民元転、外貨転の管理を改善し、銀行が域内顧客向けのコモディティデリバティブの相対取引を展開することを支持する。

七、モニタリングと管理

(二十六) 区内金融機構と特定非金融機構は法律法規の要求に基づき、真剣にアンチマネーロンダリング、テロ資金供与防止、反脱税の義務を履行し、即時、正確、完全に人民銀行およびその他金融管理監督部門に資産負債表および関連業務情報を報告提出し、あわせて関連規定に基づき国際収支統計報告を取り扱う。金融管理監督部門と協力し、クロスボーダーの異常な資金移動を確りとフォローする。

(二十七) 上海市人民政府は試験区総合情報管理監督プラットフォームを通じ、区内の非金融機構に監督管理を行う。年度ベースで区内非金融機構に評価を実施し、評価結果に基づいて区内非金融機構

<p>(二十八) 試験区分帳核算单元业务计入其法人行的资本充足率核算, 流动性管理以自求平衡为原则, 必要时可由其上级行提供。</p> <p>(二十九) 区内实施金融宏观审慎管理。人民银行可根据形势判断, 加强对试验区短期投机性资本流动的监管, 直至采取临时性管制措施。加强与其他金融监管部门的沟通协调, 保证信息的及时充分共享。</p> <p>(三十) 人民银行将根据风险可控、稳步推进的原则, 制定相应细则后组织实施, 并做好与其他金融监管部门审慎管理要求的衔接。</p>	<p>に分類管理を実施する。</p> <p>(二十八) 試験区口座分別清算単位業務はその法人銀行の資本充足率計算に算入し、流動性管理は自らバランスを取ることを原則とし、必要に応じ上級銀行に提供してよい。</p> <p>(二十九) 区内では金融マクロ的慎重管理を実施する。人民銀行は状況判断に基づき、試験区の短期投資性資本流動の監督管理を強化し、場合により臨時性の管制措置を行う。その他金融監督管理部門とのコミュニケーション、協調を強化し、情報のリアルタイムかつ十分な共有を保持する。</p> <p>(三十) 人民銀行はリスクコントロール可能、着実な推進の原則に基づき、相応の細則を制定した後、組織的に実施し、あわせてその他の金融監督管理部門と慎重管理要求との連携をしっかりと行う。</p>
--	--

【日本語仮訳: 三菱東京 UFJ 銀行(中国)トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝阳区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4259